

休館中の指定管理者の業務内容

- (1) 石川県小松市團十郎芸術劇場うらら（以下「芸術劇場」という。）の利用に係る承認等に関すること
 - ・施設の予約・受付・承認及び使用料等を収受する場合は、別紙１・別表１に基づき管理すること。
- (2) 施設の管理運営に関すること
 - ア 施設利用者への便宜供与、利用促進及び安全管理等、適切な運営を行うことを目的とし、常に利用者に開かれたものとし、市民をはじめとするすべての施設利用者に対し公平な運営に留意し、指定管理者の判断により適切に行う。
 - イ 接客対応、設営準備等打合せ対応、電話対応、団体対応（学校行事・一般団体・視察等）、苦情対応等にあたることとし、要望及び苦情に対しては誠意をもって対応するとともに、速やかに内容を小松市へ報告すること。
 - ウ 本施設が公の施設であることを認識し、常に利用者の視点で業務にあたること。
 - エ 利用者や地域住民の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの適切な把握と反映した運営を行い、サービス向上に努めること。
 - オ 小松市が主催・共催等をする大会・イベント等への支援協力を行うこと。
 - カ 小松市、各種団体、地域住民、公共機関等と協調を図り利用促進活動に努め、依頼等には誠意をもって対応すること。
 - キ 近隣地域への対応にあたっては、誠意をもって対応し、地域振興に資する活動等についても、積極的に取り組むこと。
 - ク 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うとともに小松市に報告すること。
 - ケ 防火管理者を配置し、その者の氏名を小松市及び小松市消防本部に報告すること。
 - コ 個人情報保護の体制を取り、職員に周知徹底を図ること。
 - サ すでに予約されているものについては、その予約に基づき履行すること。
 - シ その他施設の管理運営上必要と認める業務。
- (3) 芸術劇場施設及び設備の維持管理に関すること
 - ア 施設管理業務には、専門的な知識、技能、資格を有する者があたるものとし、建設物については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（財団法人建築保全センター）発行」を基本として実施することとする。
 - イ 施設管理について、年間及び指定期間中の長期的な管理計画を作成し、計画に沿った施設管理作業マニュアルを作成し実施すること。
 - ウ 長期的な視野を持ち、健全に施設を維持管理するよう努めること。
 - エ 施設管理費の低減を図るため、新たな施設管理手法等について積極的に取り組むこと。
 - オ その他施設及び設備の維持管理上必要と認める業務。
- (4) 芸術劇場の事業実施、その他に関すること。
 - ア 芸術劇場で開催する主催事業及び貸館事業のチケット等の取扱に関する業務。
 - イ ホームページ等による広報及び情報提供に関する業務。
 - ウ 利用状況、入場者数などの調査統計に関する業務。
 - エ 小松市、利用者等の連絡等に関する業務。
 - オ 設備改修工事の円滑な実施に向けた関係各所との定期的な協議・調整業務。